

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

令和3年12月15日

摂津市議会

## 議会運営委員会記録

### 1. 会議日時

令和3年12月15日(水) 午前9時30分 開会  
午前9時35分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	香川良平	委員	増永和起
委員	西谷知美	委員	光好博幸		
議長	南野直司	副議長	三好俊範		
議員	森西正				

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆  
総務部長 山口 猛

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局次長 大西健一  
同局主幹兼総括主査 香山叔彦 同局書記 織田裕太

### 1. 案件

追加議案の取り扱いについて

(午前9時30分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

奥村副市長。

○奥村副市長 本日は本会議前の大変お忙しいところ、議会運営委員会を開催していただき、ありがとうございます。

報道等でご承知のことと存じますが、衆議院の予算委員会で子育て世帯臨時特別給付金について、年内に一括して10万円給付することが容認されたことから、今定例会におきまして令和3年度摂津市一般会計補正予算(第11号)を追加提案させていただき、速やかに給付作業に取りかからせていただくものでございます。

その概要につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、西谷委員を指名します。

それでは、追加議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 それでは、令和3年第4回市議会定例会追加提出案件の概略説明をさせていただきます。

議案第80号、令和3年度摂津市一般会計補正予算(第11号)でございます。

本件は、国が令和3年11月19日に閣議決定した経済対策のうち、子育て世帯に対する子ども一人当たり10万円相当の給付を全額現金で給付するために必要となる事業の予算を計上するもので、現計予算額428億6,005万6,000円に補正額6億6,907万円を追加し、補正

後予算額を435億2,912万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、子育て世帯への臨時特別給付金に要する経費でございます。

以上、令和3年度第4回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 質問がないようですので、質問を終わります。

暫時休憩します。

(午前9時34分 休憩)

(午前9時35分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

追加議案の議事日程の変更と扱いについて、協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、追加議案の提出に伴う議事日程の変更についてご説明申し上げます。

配付しております議事日程をご覧ください。

まず、日程1、日程2について、変更はございません。

日程3といたしまして、本日提出されました追加議案第80号、令和3年度摂津市一般会計補正予算(第11号)を上程し、提案理由の説明、質疑の後、即決でございます。

日程4が10日に本委員会でご協議いただき、上程の決まりました決議及び意見書でございます。

以上が議事日程の変更内容でございます。

なお、変更後の議事日程につきましては、

本会議開会までに議場に配付させていただきます。

○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 それでは、そのように決定します。

以上で本委員会を閉会します。

（午前9時35分 閉会）

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 西谷知美

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

令和3年12月15日

摂津市議会

## 議会運営委員会記録

### 1. 会議日時

令和3年12月15日(水) 午後4時22分 開会  
午後5時24分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	香川良平	委員	増永和起
委員	西谷知美	委員	光好博幸		
議長	南野直司	副議長	三好俊範		
議員	森西正				

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局次長 大西健一  
同局主幹兼総括主査 香山叔彦

### 2. 案件

児童虐待における調査特別委員会設置に関する動議について

(午後4時22分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、光好委員を指名します。

本日の案件は、児童虐待における調査特別委員会設置に関する動議についてであります。

これまで摂津市議会は、同一の定例会において一度議決した場合において、同様の案件については提出することができないという摂津市議会会議規則の一事不再議を運用しております。本来は本会議場での議決案件ということではありますが、委員会も含めて準用していくということで運用されており、申し合わせもあったかと思えます。今回の件につきましては、この一事不再議に該当するのではないかとということで、この議会運営委員会で協議を行うことになりました。

そういったことも含めて、皆さんからご意見等々も含めて頂戴をしたいと思えます。

先日の議会運営委員会におきまして、この児童虐待にかかる特別委員会について、設置はしないということを決めさせていただきました。そのため、一事不再議に当たるのではないかと考えておるところでございます。委員の皆さんはどうお考えでしょうか。

香川委員。

○香川良平委員 私が提案者ですので、ちょっと疑問に思ったんですけど、一事不再議であるのではないかとのご指摘だったんですが、それであるならば、議長のほうで、議場でそういった判断をしていただけたらと思います。この場において皆さんで議論してどうにかなる問題なのか、解釈

の問題やと思いますんで、議長のほうで判断していただいて、これは今回、上程できませんと言われましたら私どもも納得します。ここで議論するのは、私は違うかなと思ったんです。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午後4時28分 休憩)

(午後4時30分 再開)

○村上英明委員長 それでは、再開します。  
三好俊範副議長。

○三好俊範副議長 事務局から一事不再議についての説明と、申し合わせがどのようにあるのか、いつ決まったのかに関しても、教えていただきたいです。

○村上英明委員長 香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、一事不再議についてでございますが、摂津市議会会議規則の第15条に規定されておるものでございます。

内容については、「議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない」と規定されております。こちらの記載内容から、議会とありますので、本会議で議決された事件については、同じ会期中の本会議で再び提出することができないと決まっております。

先ほどございました申し合わせについてですが、文書として残っているというものは今のところはございません。ただ、そういった運用をしてきたということは事実でございます。

以上です。

○村上英明委員長 三好俊範副議長。

○三好俊範副議長 では、以前この会議の中で協議した児童虐待にかかる特別委員会の設置については、議決をしたという認識なんですか。そのところをご説明いた

だきたいんです。

○村上英明委員長 先日の議会運営委員会で採決をし、賛成少数ということで、決定していると思っております。

香川委員。

○香川良平委員 そういうことであれば、委員長の判断で議決したということですね。過去の話をちょっと出させていただきたいんですけど、何年前か覚えてないんですけど、議会運営委員会で視察に行くという決定をして、全会一致で決まったにもかかわらず、どなたかは言いませんけれども、後日に異議があったそうです。再度、議会運営委員会を開いて以前に決定した議会運営委員会の行政視察をやっぴり中止にしますと、覆したことがあります。

この件について、一事不再議なのではないのかなと思うんですけど。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 事務局といたしましては、一般的な解釈を述べているだけで、事務局にどう判断するのかを問われましても、見解を述べるのは難しいところがございます。

先ほど三好俊範副議長からご質問があったように、運営の標準則に基づいて議会運営にかかる解釈についてご説明をさせていただきますが、運用につきましては議会事務局が決めるものではないと考えております。そのため、この議会運営委員会でご協議いただければと考えております。

○村上英明委員長 一事不再議とは、一度議決したものについて、再び提出をしないということを申し上げましたけども、社会状況が変わっていくとか何か理由があれば、再び協議できると考えております。

三好俊範副議長。

○三好俊範副議長 先ほど香川委員から

あった議決の件ですが、通常の議案であれば採決をして、議決と考えている。しかしながら、それ以外のもの、例えば視察に関することとかに関しては議決ではないという解釈を当時の委員長がされております。であるのであれば、今回の特別委員会の設置に関しても、議決はされていない、意見を集約した程度という解釈が正しいんじゃないんでしょうか。でない、以前の部分の説明ができない、視察を中止した件に関して、議決とみなしてしまうのであれば、議決をひっくり返したって話になりますから、それが認められてしまいますと、議会で何か議決を行い、本会議や委員会で、やっぱりあれについては反対でしたってということが認められることもあります。そういう意味ではやはり運営上、おかしなことになりますので、きっちり定義していくべきではないでしょうか。

○村上英明委員長 光好委員。

○光好博幸委員 まず2点あって、一つは当時の委員長が議決とみなさなかったところの意味がよく分からない。議決じゃないと言ってるけど、それがどういう扱いになってるのかというのを聞きたいのが1点と、視察に行くとした後、諸事情によってもう一度、どうするか議論したと認識しています。つまり、一事不再議ではないと考えております。

動議を上程するか、しないかなど、決定したことに対して、再び提出するか、しないかを議論するのは一事不再議であって、この議会運営委員会で、もう一度どうしますかということですから、同じ扱いになると理解したんです。

○村上英明委員長 三好俊範副議長。

○三好俊範副議長 それを言い出したら決定したあとでも執行する前であれば、委



員長判断で覆すことができると言ってる  
じゃないですか。

○村上英明委員長 今回の議会運営委員  
会の案件について、ご意見を賜りたいなど  
思ってるんです。

増永委員。

○増永和起委員 行政視察に行く行かな  
い、視察先をどうするというようなことと、  
この特別委員会を設置するという事は  
次元が違うと思うんです。私は行政視察と  
いうのは、皆さんの納得の中で行きましょ  
うとかやめときましようという話をする  
ものであって、それは先ほど委員長が申し  
上げたように、いろんな条件が入ってくる  
問題ですから、一旦、決めても視察先の対  
応もあるだろうし、摂津市側でいろいろ、  
後から出てくる問題というのものもあるだろ  
うし、そのときに問題を出し合って、一回  
行くって決めただけでもやめときましょ  
うというのは、そこの委員会の判断だと思  
う、これは議決じゃないと思います。

でも、特別委員会を設置する、しない  
というのは、やはりこれは一つの決定をした  
ということになると思います。

○村上英明委員長 三好俊範副議長。

○三好俊範副議長 本来であれば、こうい  
うのって議会運営委員会の中で協議され  
てきた話で、今回の件とは次元が違うとい  
う話をされましたけど、そんなのを言い出  
しますと全てのものに、これは重い、これ  
は軽い、これはその都度変えるべきだとい  
うことも言い出せかねません。提案ですけ  
ども、今後どういった運用をしていくのか  
というのは決めていくべきで、一事不再議  
の定義をきっちり決めていくっていうのは  
必要かと思いますが、今回に関しては以  
前までのそういった例が出てきて、どっち  
とも解釈できるというような内容がはっ

きりとあるわけですね。

であるのであれば、今後決めていくとい  
うような形で、進めていただけたらいいと  
思います。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 今回の調査の部分がち  
よっと引っかかるんですけれども、既に職  
員の中にはもう、様々な圧力によって休職  
してしまった人とかいろいろいる状況で、  
やっぱり前向きに今回のことを検証して、  
必要な体制を作っていくという方向性が  
はっきり見えるような形とは、これは思え  
ないので私は反対してるんです。

実際の虐待事件について書かれている  
本があって、イギリスで起きた虐待事件に  
対してどういう対応をしたというのがある  
んですけれども。

○村上英明委員長 西谷委員、動議を出さ  
れたことについてのご意見をいただきたい  
のですが。

西谷委員。

○西谷知美委員 でも内容が同じことだ  
から、2回やってもしょうがないでしょ  
うことじゃないんですか。なので、何回  
調査しても職員いじめにしかならないと  
私は思うので、反対です。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 議会運営の在り方とし  
て、しっかりと議会運営委員会で議論をす  
るということがまず前提だと思うんです。  
特別委員会の設置について議論をして、賛  
否の結果、設置しないことが決まりました  
が、この特別委員会は絶対必要だと思うの  
で、もう少し議論を重ねたいという提案が  
あって、でもどうしても他会派の賛同を得  
られないということで、もう一度、動議を  
提出するという事やったらまだ分から  
んでもないんですけれども、決まったなら

仕方ないという形で、一定の納得をされた  
と私は理解したんです。

議会運営委員会という議論をする場があるのに、そこでの議論をしっかりとしないで突然、動議を提出するという事は、民主的な議会運営をやっていく上で、どうなのかなと思います。それぞれ協力し合って、私も言いたいことを言うてるし、絶対譲れないところは譲れないって言ってます。でも、そういうことを言い、しっかりとここで議論をするということがまず前提じゃないのかなと思うんです。

○村上英明委員長 香川委員。

○香川良平委員 この議会運営委員会  
で協議し、否決されたら再度検討し、どうしてもやりたい、もう一回話し合おうって  
いうべきじゃないかというご指摘は、私も  
理解はできます。

ただ、そうなればこの第4回定例会では  
時間的にも非常に短いため、上程が間に合  
わないんです。

間に合わなかったとしたら、次回の第1  
回定例会になるんです。これだけ期間があ  
いてどうするんだという話になる。

子どもは8月に亡くなってるんです。今  
は12月です。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 それをこの前の議会運  
営委員会でどうして言わないんですかっ  
て言ってるんです。

○村上英明委員長 香川委員。

○香川良平委員 それは先ほども申しま  
したけど、私の説明不足もありました。そ  
こは、前には戻れませんので、おっしゃっ  
てることは分かるんですけれども制度と  
して問題ないのであれば上程させていただ  
きたい。ここで議論して上程すべきでな  
いという意見が多数であっても、制度とし

て問題ないのであれば上程させていただ  
きたい。もっと言うと、ここの議論は全く  
意味がないというふうに思ってます。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 動議を提出することは  
制度としてもありますし、権利もあります  
し、私はほかの会派が全部それに反対して  
もこれは必要だと思うのは、上程するとい  
うこともあり得ると思っ  
ています。けれども、その前にしっかりと議論を尽くすと、  
今、無駄やおっしゃいましたけど、議会  
運営委員会を無駄やと言うたらね、これは  
何をしてるんですかという話になるんじ  
ゃないですか。

○村上英明委員長 香川委員。

○香川良平委員 違います、そんなことは  
言ってないですよ。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 もう一つは、どうしてこ  
れを出さなければならぬのか、今の状態  
で提出しても否決されるわけ  
です。ほかの  
会派が反対とすれば、何をしたいのか、は  
っきりしないんです。私に言わせれば、パ  
フォーマンスなんです。休憩のときに言  
いましたけど、この3歳児虐待死事件とい  
うのは大変重い、議会としても真摯に向  
き合  
っていかなあかん課題だと思うんです。こ  
れを政治の道具にしないでいただきたい  
と、私は思います。常任委員会や一般質  
問  
の中で議論もしないで、形だけを出して  
きて、否決されてもそれでいいという、そ  
う  
いう結果を作りたいということが、私に  
は  
見えます。それに対して、やっぱりちょ  
っと怒りを覚えます。

○村上英明委員長 摂津市議会として今  
回の案件については、一事不再議に該当  
する  
のではないかとということで、今回、議  
会  
運営委員会で、改めて確認をさせていただ

きたいと思っております。

暫時休憩します。

(午後5時13分 休憩)

(午後5時24分 再開)

○村上英明委員長 では、再開します。

休憩前の委員の皆様、議長、副議長等々の発言などもございまして、また、提案者の香川委員からもございましたけども、児童虐待における調査特別委員会設置に関する動議を提出する件については議長のご判断に任せるということで、提案者からもございましたので、議長判断という形で集約させていただきたいと思っておりますがいかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、そのように決定します。

以上で本委員会を閉会します。

(午後5時25分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 光好博幸

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

令和3年12月15日

摂津市議会

## 議会運営委員会記録

### 1. 会議日時

令和3年12月15日(水) 午後5時44分 開会  
午後5時46分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	香川良平	委員	増永和起
委員	西谷知美	委員	光好博幸		
議長	南野直司	副議長	三好俊範		
議員	森西正				

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長	牛渡長子	同局次長	大西健一
同局主幹兼総括主査	香山叔彦	同局書記	織田裕太

### 3. 案件

次期定例会日程の仮決定について

(午後5時44分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、香川委員を指名します。

それでは、次期定例会の招集日並びに審議日程について、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 令和4年第1回定例会の招集日について、市長部局と調整した結果、2月21日が招集日と内定されたので、それに基づき審議日程案を作成いたしております。

それでは、お手元に配付しております資料に基づき日程案を説明申し上げます。

まず、会期は2月21日から3月29日までの37日間となります。

本会議初日が2月21日で、市政運営の基本方針、提案理由の説明、即決議案の審議となります。また、議会議案の提出締切でございます。2月25日が、代表質問の届出締切でございます。

3月7日と8日が本会議で代表質問、10日が、文教上下水道常任委員会と民生常任委員会、11日が、総務建設常任委員会と委員会予備日、14日、15日及び16日が委員会予備日でございます。

なお、16日が、一般質問の届出締切となります。

17日は、駅前等再開発特別委員会、25日が議会運営委員会、29日が本会議最終日で、一般質問の後、付託議案の委員長報告、採決でございます。

また、29日の本会議終了後は、次の定例会の日程を仮決定いただく議会運営委員会でございます。

以上、令和4年第1回定例会の審議日程

案の説明といたします。

○村上英明委員長 ただいま、事務局から説明があったとおり仮決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 異議ないようですので、そのように決定いたします。

以上で本委員会を閉会いたします。

(午後5時46分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 香川良平